

平成 24 年 5 月 28 日

金融庁総務企画局市場課 御中

ISDA 東京事務所

「平成 22 年金融商品取引法等改正（2 年 6 ヶ月以内施行）
に係る内閣府令案等」に対する意見等

先般、貴庁から公表された「平成 22 年金融商品取引法等改正（2 年 6 ヶ月以内施行）に係る内閣府令案等」（平成 24 年 4 月 27 日公表）に関して、確認事項及び要望事項を別添の通りまとめましたので提出いたします。

ご高覧いただき、何卒宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

以上

平成 22 年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府令案等に対するコメント

ISDA 東京事務所
平成 24 年 5 月 28 日

■清算集中義務関係

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
CCP1	第 1 条第 2 項第 5 号	「清算参加者」の定義を確認したい。 法第 156 条の 7 第 2 項第 3 号に金融商品取引清算機関が「金融商品債務引受業の相手方とする者」とあるが、これは金融商品取引清算機関の直接清算参加者となる資格を有する者のみを指し、有価証券等清算取次ぎにより清算参加者を通じて清算を行う者を含めないという理解でよいか。	清算参加者の定義にクライアント・クリアリング等間接的に参加する者が含まれないことを確認するため。
CCP2	第 2 条第 3 項第 4 号	「清算参加者」の定義及び第 2 条第 3 項第 4 号の「清算参加者となっていないことについて合理的理由がある場合に限る。」との文言に照らすと、ある金融商品取引業者等が実際には清算機関の清算参加者になっていない場合であっても、その取引量等の事情に照らし清算参加者となり得るのであれば、「合理的理由」のない限り、清算集中義務の対象になるとの理解でよいか。 この理解が正しい場合、当該清算参加者となり得る金融商品取引業者等は、清算参加者とならずとも有価証券等清算取次ぎによる清算を行うことにより清算集中義務を果たすことができるという理解で正しいか確認させて頂きたい。 また、清算参加者にならないことについて「合理的理由」がない金融商品取引業者等は、清算参加者となる義務は負わず、有価証券等清算取次ぎによる清算であっても清算集中義務を履行することができることを確認させて頂きたい。	清算取次ぎによる間接参加で清算集中義務を果たすことができるか否かを確認するため。
CCP3	第 1 条第 2 項第 4 号 第 2 条第 3 項第 1 号	「金融商品取引業者等」の海外支店(金融商品取引業者等が外国法人である場合の本邦外の本支店を含む)は本邦金融商品取引法の清算集中義務の対象となるか否かを確認させて頂きたい。	「金融商品取引業者等」の海外支店(金融商品取引業者等が外国法人である場合の本邦外の本支店を含む)は現地法人とは異なり、契約主体としては「金融商品取引業者等」と同一となるが、本邦の清算集中義務の対象となるか否かを明確

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
			にするため。
CCP4	第2条第1項	「法第二条第二十二項第六号に掲げる取引」と記載されていることから1項で定める取引が店頭取引であることは明確であるが、2項で定める取引については、同項において店頭の金利スワップ取引の定義規定である法第2条第22項第5号への言及が無く、また、「金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う」ものとの規定も無いため、法文上は、取引所取引も含まれるように思われる。G20ピッツバーグサミット的首脳声明の趣旨等に鑑みれば、2項で定める取引を店頭取引に限定するべきであると思われる。法文上の手当が必要ではないか。	明確化のため。
CCP5	第2条第1項 第2条第2項	第2条第1項、第2項でいう「取引」とは、自ら取引の当事者となったもののみを指し、取次ぎ、媒介又は代理を行った取引は含まれないことを確認させて頂きたい。	清算集中義務の対象範囲を明確にするため。
CCP6	第2条第3項第1号	「取引の当事者の一方が金融商品取引業者等以外の者である場合における当該取引」について、金融商品取引業者等がその海外本支店または海外に所在する親会社等の媒介・取次ぎまたは代理のみを行なっている取引は同号の「取引」として清算集中の対象から除外されるという理解でよいか。即ち、金融商品取引業者等が媒介・取次ぎまたは代理を行うとしても、取引の当事者の一方が金融商品取引業者等の海外本支店または海外に所在する親会社である場合は本号に該当し、清算集中義務は生じないものと理解しているが正しいか。	明確化のため。
CCP7	第2条第3項 附則第2条	本件内閣府令施行前に約定された取引は、本件内閣府令の対象とならないという認識で正しいか確認させて頂きたい。	清算集中義務が遡及適用されないことを明確にするため。
CCP8	第2条第3項柱書	柱書でいう「当該取引に係る契約を締結する時において」とは、当該取引を新たに締結する時であって、当該契約を改定する時は含まれないという解釈で正しいか確認させて頂きたい。	清算集中義務の対象範囲を明確にするため。
CCP9	第2条第3項第1号	清算集中対象取引から除外する取引として、「当事者の一方が金商業者等以外の者	海外当局が「邦銀海外支店の取引は当地の規

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
		である場合における当該取引」とあるが、例えば邦銀A米国支店と邦銀B本店との取引は、清算集中義務の対象となる取引という理解でよいか。	制に従う必要がある」との立場である場合、当該邦銀海外支店の取引がどの法律に従い、どの清算機関を利用すればよいか明らかでないため。 クロスボーダー規制について、海外規制と2重規制とならないよう、十分に規制当局間で議論してほしい。
CCP10	第2条第3項第2号	府令案2条3項2号に関し、ある清算参加者である金融商品取引業者等が信託業務を営んでいる場合に、清算参加者である他の金融商品取引業者等が当該信託業務を営んでいる金融商品取引業者等の信託勘定を相手方とする取引は、清算集中義務の除外対象取引となるか。	明確化のため。
CCP11	第2条第3項第2号	「『取引の当事者の一方又は双方において、』信託勘定に属するものとして経理される取引」と二重括弧部分を追加し、信託勘定の経理処理が取引の当事者の一方においてのみなされる場合についても、清算集中義務から除外されるという理解でよいか。	明確化のため。
CCP12	第2条第3項第3号	実際に取引の条件決定をするのは、親会社等・子会社等以外の者であり、交渉や条件合意等は当該者で行なうが、当該取引の当事者(当該取引が帰属する当事者)は親会社等・子会社等である場合(例えば、親会社等・子会社等が自己の勘定に関して第三者に投資運用を一任して当該第三者と条件交渉等し合意する取引の場合など)は、府令案2条3項3号により、清算集中義務から除外される取引となるという理解でよいか。	明確化のため。
CCP13	第2条第3項第3号	府令案2条3項3号に関し、取引を行なう金融商品取引業者等の親会社等・子会社等が、投資運用業を営んでいる場合において、以下の各取引は、同号により、清算集中義務の除外対象取引となるか。 (1) 親会社等・子会社等が民法上の組合の業務執行組合員として行なう取引(取引の当事者(当該取引が帰属する当事者)は当該組合の場合) (2) 親会社等・子会社等が匿名組合における営業者として行なう取引(取引の当事者(当該取引が帰属する当事者)は営業者としての当該親会社・子会社等の場合)	明確化のため。

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
		<p>(3) 親会社等・子会社等が投資事業有限責任組合の無限責任組合員として行なう取引(取引の当事者(当該取引が帰属する当事者)は当該投資事業有限責任組合の場合)</p> <p>(4) 親会社等・子会社等が有限責任事業組合の組合員として行なう取引(取引の当事者(当該取引が帰属する当事者)は当該有限責任事業組合の場合)</p> <p>(5) 親会社等・子会社等が運用会社である投資法人と行う取引(取引の当事者(当該取引が帰属する当事者)は当該投資法人の場合)</p> <p>(6) 親会社等・子会社等が運用会社である投資信託と行う取引(取引の当事者(当該取引が帰属する当事者)は当該投資信託の受託者たる信託銀行)</p> <p>(7) その他、親会社等・子会社等が、投資一任契約その他の契約に基づき、投資運用業者として運用指図、交渉、条件決定等する取引であって、取引の当事者(当該取引が帰属する当事者)は当該親会社等・子会社以外の会社である取引の場合</p>	
CCP14	第2条第3項第3号	親会社等の連結財務諸表において連結されているSPCであっても、親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等の定義に当てはまらない場合は、当該SPCとの取引は清算集中義務の対象取引となるか。	明確化のため。
CCP15	第2条第3項第3号	本規定で、親会社等の子会社等の定義から「当該金融商品取引業者等を除く」と規定してあるが、その趣旨を確認させて頂きたい。そもそも同一エンティティ内のイントラ取引は、法律的な「取引」でないことから清算集中義務の対象とされていないと理解しているが、親会社等の子会社等といった場合には当該金融商品取引業者が含まれてしまい、整合しないために「除く」と言及していると解釈すればよいか。	明確化のため。
CCP16	第2条第3項第4号	ここで対象を親会社等並びに子会社等とし、親会社等の子会社等を外している理由は何故か。当事者又はその親会社等若しくはその子会社等はいずれも清算参加者でなく、その「親会社等の子会社等」が清算参加者であるだけの場合は、清算集中義務の除外対象取引になるという理解でよいか。	明確化のため。
CCP17	第2条第3項第4号	「清算参加者となっていないことについて合理的な理由がある場合に限る」とあるが、ここでいう「合理的理由」とはどのようなものか。「合理的な理由がある」に該当する具	明確化のため。

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
		<p>体例を明示して頂きたい。</p> <p>例えば、清算機関所定の規則等に具体的に記載された基準・要素(すなわち、清算参加者たる資格要件)を満たしていない場合が含まれると理解しているが正しいか。</p>	
CCP18	第2条第3項第4号	<p>取引の当事者が清算参加者となり得るにもかかわらず、実務的理由等により敢えて清算参加者とならずに、清算参加者であるその親会社等による清算取次ぎによって清算を行うケースがあり得る。こうしたケースでは、当該取引当事者は「清算参加者となっていないことについて合理的理由がない」と考えられ、(当該取引の相手方が清算参加者であれば)当該取引は清算集中義務の対象になるとの理解でよいか。</p>	明確化のため。
CCP19	第2条第3項第4号	<p>取引相手方が清算参加者でない場合、「合理的理由」の有無を確認するためには、(1)相手方が清算参加者か否かの確認、(2)相手方の「親会社等」及び「子会社等」の特定、(3)特定した相手方の「親会社等」及び「子会社等」が清算参加者か否かの確認並びに(4)上記(3)までの確認により相手方、相手方の「親会社等」及び「子会社等」のいずれも清算参加者ではない場合、相手方、相手方の「親会社等」及び「子会社等」の全てについて、清算参加者でないことに合理的理由があるか否かの確認をしなければならないように思われる。</p> <p>こうした確認を第三者が行うことは困難であることから、清算集中の対象となるか否かを判断するにあたっては、相手方から「相手方並びにその親会社等及び子会社等が清算参加者となっていないことについて合理的な理由がある」旨の確認を受ければ足りると考えてよいか。</p> <p>例えば、相手方から、「相手方並びにその親会社等及び子会社等が清算参加者となっていないこと」並びに「そのことについて合理的な理由があること」を表明してもらうといった方法を採用することで十分か確認したい(かかる表明保証は、定期的に当事者間でレター等の交換を行う、口頭で行い各自で記録しておくなどの方法が考えられる)。</p>	明確化のため。
CCP20	第2条第3項第4号	<p>取引当事者並びにその「親会社等」及び「子会社等」までを含めて、清算参加者となっているのか及び清算参加者でない場合に「合理的な理由がない」のかを確認するには、個々の取引当事者で判断するよりも、清算機関等において判断してもらい、客観的に確認することが可能なようにして頂きたい。</p>	確認手段を確保するため。

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
		具体的には、清算機関や自主規制機関のホームページ等で清算集中義務の対象となる金融商品取引業者等のリストを公表し、これによって確認する場合、等が考えられる。	
CCP21	第 2 条第 3 項第 4 号	(清算機関の会員資格要件を充足しないなどで)ある時点(A 時点)で非清算参加者であることに合理的理由があるといえたが、後に取引数量、財務状況などが変化し、その後の B 時点では(清算機関の会員資格要件を充足するなど)非清算参加者であることに合理的理由があるといえなくなった場合であっても、A 時点での取引について事後的に清算義務が生じることはないとの理解でよいか。また、その理解でよい場合、その点を条文上も明確にして頂くようお願いしたい。	明確化のため。
CCP22	第 2 条第 3 項第 4 号	一旦、非清算参加者であることについて合理的理由があったが、その後の状況の変化で合理的理由がなくなった場合、他の除外要件の適用がない場合において、当該業者がそれでも清算集中義務の課される取引をするには、清算参加者になるか清算委託をするほかないと思われる。清算参加者になろうとする場合、清算参加者になるための清算機関への申請、清算機関による審査・承認に一定の時間を要するため、非清算参加者であることに合理的理由がなくなった時点から、清算参加者になるまでの間は、(少なくとも、申請から承認まで必ず時間差があるので、その期間は、非清算参加者であることに合理的理由がないが清算参加者でもない期間になり取引ができないということになりかねないため)取引をしても清算集中義務が課されない一定の猶予期間を設けるべきであると考えられるが、現状の府令の条文案上は明示されていないため法令上も明示していただくようお願いしたい。なお、その期間は、申請から承認までの期間よりももっと余裕を持って設定すべきと考える。	明確化のため。
CCP23	第 2 条第 3 項第 4 号	「清算参加者となっていないことについて合理的な理由がある場合に限る」として「対象取引」を限定することで、結果として、金融商品取引業者等のうち清算集中義務の「対象者」を限定する意図があるものと理解している。このような内閣府令上の取扱いは、あくまで平成 24 年 11 月からの清算集中義務の第 1 フェーズにおける暫定的な措置であり、クライアント・クリアリング開始を前提とする第 2 フェーズにおいては、金商法第 156 条の 62 を改正し、「金融商品取引業者等は(ただし、内閣府令で定めるものを除く)」とし、「対象取引」ではなく「対象者」を直接限定する形として頂きたい。	明確化のため。

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
CCP24	第2条第3項第4号	<p>清算義務がないものとして行なった取引が後に清算義務があったとされた場合に、以下の例のように、一方の当事者について、清算義務がないと判断したことに過失がないといえる場合は、当該過失のない一方の当事者についても清算義務の違反の責任があるとすることは正当とはいえないため、そのような過失のない当事者には責任がないことを法令上あるいは監督指針上明確としていただくようお願いしたい。また、あわせて、どのような場合に過失がないといえるかも監督指針等で規定いただくようお願いしたい。</p> <p>例： 清算参加者Aが、清算参加者でないBと取引する際に、Bが清算参加者でないこと、Bの親会社等及び子会社等に清算参加者もないこと、B並びにその親会社等及び子会社等が清算参加者でないことについて合理的な理由があることについてBの説明・提出資料などを根拠に判断し、Bの説明・提出資料の内容に合理的に考えて疑わしい点はなかったため、清算集中義務のない取引としてBと取引を行い清算機関での清算をしなかったが、後にBの説明・資料などに虚偽があり、実は清算集中義務のある取引であったと事後的に認定された場合など（合理的に見て当該取引が清算義務の課される取引でないとして判断したことにつきAに過失がないといえる場合）。</p>	<p>この点が明確にならない場合、当事者として合理的に行動しても後に清算義務違反の責任を問われるおそれがあることになり、非清算参加者との取引を萎縮させる結果になりかねないため。</p>
CCP25	第2条第3項第4号	<p>清算義務のない取引として行った取引について、清算義務があったと事後的に認定された取引については、どのような取扱いとなるのか。また、そのような認定がなされた後は、当該取引の取引当事者としては何をすべきことになるか。特に、以下の例のような場合において、相手方Bが非清算参加者で関係会社に清算参加者がいないなど清算機関の規則上、取引を清算することが実務的に不可能な場合にどうなるのか。以下の例のような場合でもAは清算集中させる義務を負い、清算させるか、取引を解約終了させなければ清算集中義務違反となるのか。この点については、条文上も明確になるようにしていただきたい。</p> <p>例： 清算参加者Aが、清算参加者でないBと取引する際に、Bが清算参加者でないこと、Bの親会社等及び子会社等に清算参加者もないこと、B並びにその親会社等及び子会社等が清算参加者でないことについて合理的な理由があることについてBの説明・提出資料などを根拠に判断し、Bの説明・提出資料の内容に合理的に考えて疑わしい点はなかったため、清算集中義務のない取引としてBと取引を行い清算機関での清算をしなかったが、後にBの説明・資料などに虚偽があり、実は清算集中義務の</p>	<p>明確化のため。</p>

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
		ある取引であったと事後的に認定された場合など(合理的に見て当該取引が清算義務の課される取引でないと判断したことにつきAに過失がないといえる場合)。	
CCP26	第 2 条第 3 項第 4 号	<p>取引当事者の親会社等又は子会社等が清算参加者となっている場合であっても、「取引当事者が合理的理由により清算参加者でない場合」も清算集中義務の対象外として頂きたい。</p> <p>ある金融機関グループのうち1社が清算参加者となっている場合、当該清算参加者を「親会社等」又は「子会社等」とする当該グループの金融商品取引業者等は(取引量が僅少であっても)すべからず清算集中義務を負ってしまうことになる。すなわち、清算対象となるような取引を年に数件しか行わないような金融商品取引業者等であっても、その「親会社等」又は「子会社等」が清算参加者であるということのみをもって清算集中義務を負うことになり、アフィリエイト・クリアリングを行わなければならないことになってしまう。その場合、清算受託契約書の締結といった契約関係の準備に加えてシステム面の整備も必要になることから、事務負担等が過大になってしまうおそれがあるため、かかる金融商品取引業者等は清算集中義務の対象外となるようにしていただきたい。</p>	<p>本号によると、取引当事者(又はその親会社等もしくは子会社等)と相手方(又はその親会社等もしくは子会社等)が清算参加者となっている場合は清算集中義務の対象となると読み、よって、取引の当事者自体がその取引量・体制等に照らして清算参加者になり得ない場合(合理的理由により清算参加者でない場合)であっても、その親会社等が清算参加者である場合は清算集中義務の対象となることとなるが、これは昨年 12 月 14 日付「店頭デリバティブ取引の清算集中義務に関する説明資料」における、清算集中義務の対象者(第 1 フェーズ)が「対象取引の資産別の想定元本残高、清算機関への適正な価格の提供能力等の要件を満たす金融商品取引業者等とする。なお、上記要件は、清算機関の清算参加者要件と整合的なものとする」とする考え方と整合的でないと思われる。</p> <p>よって上記「説明資料」の考え方と整合的とするため、ここで定める清算集中対象外取引は、「取引の当事者の一方と当該取引の相手方が当該取引に基づく債務を金融商品債務引受業の対象とする同一の金融商品取引清算機関等の清算参加者となっている場合以外の場合(取引の当事者の一方又は双方において、清算参加者となっていないことについて合理的理由がある場合に限る)における当該取引」とすべきと考える。(当事者及び相手方の「親会社等又は子会社等」)</p>

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
			が清算参加者であるか否かは、上記「考え方」の主旨から不要ではないかと考える)
CCP27	第 2 条第 3 項第 4 号	例えば、自らが金融商品取引清算機関の清算参加者となっている場合、取引の相手方のグループ会社が金融商品取引清算機関の清算参加者であれば、当該取引について清算集中義務の対象という理解でよいか。	確認のため。
CCP28	第 2 条第 3 項第 4 号	例えば、自社のグループ会社が金融商品取引清算機関の清算参加者となっている場合、取引の相手方のグループ会社が金融商品取引清算機関の清算参加者であれば、当該取引について清算集中義務の対象という理解でよいか。	確認のため。
CCP29	第 2 条第 3 項第 4 号	<p>本号では、「両当事者が同一の清算機関(リンク方式の場合は、リンクを行っている清算機関又は海外の CCP)の清算参加者等となっている場合」以外の場合に、清算集中の対象外となる旨が定められている。清算機関が複数の種類の対象取引(例えば、CDS 取引及び金利スワップ取引)に係る金融商品債務引受業を運営している場合、清算参加者等の資格は、各対象取引に係る金融商品債務引受業ごとに異なる要件に基づき付与されるため、例えば、ある当事者が、金利スワップ取引に係る金融商品債務引受業に関しては清算参加者となっている一方で、CDS 取引に係る金融商品債務引受業に関しては清算参加者となっていない場合等が考えられるように思われる(上記の例に従うと、当該当事者(A 社)は、金利スワップ取引に関しては X 清算機関の清算参加者となっているものの、CDS 取引に関しては X の清算参加者となっていないため、A 社の CDS 取引の相手方である B 社が CDS 取引に関して X の清算参加者となっても、A 社・B 社間の CDS 取引を X で清算することはできない。)</p> <p>解釈の仕方として、例えば、JSCC において CDS 取引と金利スワップ取引の清算業務を行っている場合において、当事者 A 社は CDS 取引及び金利スワップ取引双方の清算参加者となっているが、当事者 B 社は金利スワップ取引のみであるときに、清算集中の対象となる当事者 A 社と当事者 B 社間の取引は金利スワップ取引のみであり、CDS 取引は清算集中の対象にならないという理解でよいか。</p>	明確化のため。
CCP30	第 2 条第 1 項、第 2 項	金融商品取引業者等が行う店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引清算機関に	内閣府令・告示では、金利スワップのうち参照金

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
	告示第 1 条、第 2 条	<p>債務を負担しなければならない取引か否かの判断については、内閣府令・告示のみでは行うことができず、実質的に日本証券クリアリング機構の業務方法書等に依存することとなると思料。</p> <p>内閣府令・告示で規定していない事項については、日本証券クリアリング機構が金融商品債務引受業の対象を拡大した時点で、自動的に清算集中義務化の範囲が拡大されることとなる。</p> <p>上記ケースにおいては、実務への影響を考慮し、例えば、日本証券クリアリング機構の業務方法書の変更について認可された場合、業務方法書の認可から清算集中義務化までに一定程度の猶予期間を設けるなど、一定の配慮を担保してほしい。</p>	<p>利指標(Libor6M、3M)のみを規定しており、その他の細かい項目(休日参照や照合の方法等)については、金融商品取引清算機関の業務方法書等に委ねられている。</p> <p>実務上の観点から要望するもの。</p>
CCP31	告示第 1 条	iTraxx Japan のうち 50 以下の内国法人の信用事由を参照する取引を国内清算集中の対象としているが、ここで法人数の上限を規定している理由についてご教示頂きたい。	銘柄数上限を指定している趣旨を確認するため。
CCP32	告示第 2 条	柱書の「変動金利が次のいずれかに該当する取引であって」とあるところ、「変動金利と固定金利を交換する取引であって変動金利が次のいずれかに該当する取引又は変動金利と変動金利を交換する取引であって次の変動金利を交換する取引」というように、対象が Fix/6mLibor、Fix/3mLibor、3mLibor/6mLibor となるよう、修正をお願いしたい。	<p>現在、JSCC が清算対象に追加することを検討中の Tibor や 1mLibor 等を変動金利とする金利スワップについては、その他方金利が 3mLibor 又は 6mLibor であると(例えば、6mLibor/6mTibor の Basis Swap など)、清算開始=即清算集中義務となるという理解している。</p> <p>一方で、同時に 6mTibor と固定金利が清算開始となっても清算集中義務の対象とするには告示を改正する必要があるというちぐはぐなことになってしまう。</p> <p>告示案第 2 条において、変動金利につき、限定列挙されておられるのは、新たに JSCC の清算対象となった取引につき、清算開始後一定期間経過してオペレーションが安定した時期を見計らって機動的に追加指定するのが、条文作成趣旨</p>

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
			と推察する。さすれば、意図せざる清算集中適用開始とならぬよう、条文は厳密にされた方が好ましいと思われる。
CCP33	その他	内閣府令案には清算の時限に関する規定がないが、取引をいつまでに清算するべきかを明確にして頂きたい。	原取引約定時点から起算していつまでに清算を行うべきであるかを明確にするため。
CCP34	その他	本来清算すべき取引について、原取引相手方の過誤により清算ができない場合には、非有責当事者が法令違反に問われることのないような配慮をお願いしたい。	当事者の一方が清算申込みを行なっても、取引相手方が清算申込みを事務ミス等により行なわなかった場合、清算は成立しない。このようなケースでは非有責当事者の責任を問うことは適切ではないと考えられるため。
CCP35	その他	平成 23 年 12 月 26 日に発表された『「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ』にて示された第一フェーズの対象者の要件である「高頻度」「大量」「想定元本残高」「適正な価格提供能力」の客観的な判断基準が明らかでないため、より明確に示していただきたい。 また、第二フェーズにおける『「対象取引の規模・残高から見て、取引相手先が破綻した場合に生じるリスクが一定以上の大きさとなる金融商品取引業者等』についても、より客観的基準が示されるべきである。 さらに、(取引頻度、規模、残高等の基準から)集中決済の対象者とならない金商業者、登録金融機関と集中決済対象者となるディーラー等との取引は、今まで通り相対で決済すると考えておいてよいか。	明確化のため。

■取引情報報告制度関係

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
TR1	第3条第1項第3号	「契約の種類」の定義を明確にしていきたい。 法第34条や業府令第53条で同じ用語が使われているがこれらとは異なる意味で使われていると思われる。内容を明確化して頂きたい。 例えば、金利スワップ、FX関連デリバティブの別など、いわゆるアセットクラスの別の記載を求めているという理解でよいか。それとも、金商法第2条第22項第1号～6号の別の記載を求めているか。	明確化のため。
TR2	第3条第1項第5号	「約定の方法」の定義を明確にしていきたい。 例えば、電子又は電話で約定したか否かの別を記載すればよいか。また、その場合、「電子での取引」とはいわゆる今後金商法で定められる予定である電子取引基盤を使った取引であるという理解でよいか。	明確化のため。
TR3	第3条第2項柱書	「金融商品取引清算機関等は、清算集中等取引情報の対象となる取引に基づく債務を負担した場合には」とあるが、「清算集中等取引情報」は法第156条の63第1項において一定の取引に関する情報のうち「当該金融商品取引清算機関等が当該取引に基づく債務を負担した取引に係るもの」、即ち、既に債務負担が行われた取引に関するものとして定義されている。だとすると、この「清算集中等取引情報の対象となる取引に基づく債務を負担した場合」というのは論理矛盾ではないか。	明確化のため。
TR4	第5条第1項	複数のデリバティブ取引を組み合わせた複合商品の場合、それを構成する取引毎に報告するのか、それとも複合商品として報告するのかを確認させて頂きたい。	取引情報報告義務の対象となる商品を確認するため。
TR5	第5条第1項	先物為替取引は約定日から受渡日まで2営業日超となるが、第5条第1項第1号には該当しないという認識で正しいか確認させて頂きたい。	取引情報報告義務の対象となる商品を確認するため。
TR6	第5条第1項	第5条第1項各号に掲げる取引の取次ぎ、媒介又は代理を行った場合は取引情報報告義務の対象外であるという認識で正しいか確認させて頂きたい。	取引情報報告義務の対象となる取引形態を確認するため。

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
TR7	第5条第1項第1号、第2号	「約定の日から受け渡しの日までの期間が2営業日以内のものを除く」とあるが、当該除外規定を設けた趣旨をご教示いただきたい。	確認のため。 なお、金商法上のデリバティブ取引である、NDFには「約定の日から受け渡しの日までの期間が2営業日以内のもの」も含まれると理解している。
TR8	第5条第2項	第5条第2項各号に掲げられている者(国、地方公共団体等)について、保存及び報告に含めることは妨げるものではないことを確認させていただきたい。	取引情報報告義務の対象とならない取引相手についても、報告に含めることは許容されるか否かを確認するため。
TR9	第5条第2項6号	取引情報の保存、報告対象に、いわゆる内部取引(「部署間取引」や「本支店間取引」等、同一法人内の取引)は含まれないという理解でよいか。	確認のため。
TR10	第5条第2項6号	親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等(当該金融商品取引業者等を除く。)に含まれるグループ会社との取引は取引情報の保存及び報告の除外対象取引となるか。	明確化のため。
TR11	第5条第2項6号	ここで定義されている親会社、子会社、親会社の子会社等には、子会社等が信託業務を営んでいる場合に、当該子会社等の信託勘定を相手方とする取引は、取引情報の保存及び報告の除外対象取引となるか。	明確化のため。
TR12	第5条第2項6号	実際に取引の条件決定をするのは、親会社等・子会社等以外の者であり、交渉や条件合意等は当該者で行なうが、当該取引の当事者(当該取引が帰属する当事者)は親会社等・子会社等である場合(例えば、親会社・子会社等が自己の勘定に関して第三者に投資運用を一任して当該第三者と条件交渉等し合意する取引の場合など)は除外対象取引となるという理解でよいか。	明確化のため。
TR13	第5条第2項6号	親会社・子会社等が、投資運用業を営んでいる場合に以下は、取引情報の保存及び報告の除外対象取引となるか。 (1) 親会社等・子会社等が民法上の組合の業務執行組合員として行なう取引(取引	明確化のため。

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
		<p>の当事者は当該組合の場合)</p> <p>(2) 親会社等・子会社等が匿名組合における営業者として行なう取引(取引の当事者は営業者としての当該親会社・子会社等の場合)</p> <p>(3) 親会社等・子会社等が投資事業有限責任組合の無限責任組合員として行なう取引(取引の当事者は当該投資事業有限責任組合の場合)</p> <p>(4) 親会社等・子会社等が有限責任事業組合の組合員として行なう取引(取引の当事者は当該有限責任事業組合の場合)</p> <p>(5) 親会社等・子会社等が運用会社である投資法人と行う取引(取引の当事者は当該投資法人の場合)</p> <p>(6) 親会社等・子会社等が運用会社である投資信託と行う取引(取引の当事者は当該投資信託の受託者たる信託銀行)</p> <p>(7) その他、親会社等・子会社等が、投資一任契約その他の契約に基づき、投資運用業者として運用指図、条件決定等する取引であって、取引の当事者は当該親会社等・子会社等以外の会社である取引の場合</p>	
TR14	第5条第2項6号	同様に、親会社等の連結財務諸表において連結されているSPCであっても、親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等の定義に当てはまらない場合は、当該SPCとの取引は取引情報の保存及び報告対象取引となるか。	明確化のため。
TR15	第5条第2項6号	本規定で、親会社等の子会社等の定義から「当該金融商品取引業者等を除く」と規定してあるが、その趣旨を確認させて頂きたい。そもそも同一エンティティ内のイントラ取引は、取引情報の保存及び報告対象とされていないと理解しているが、親会社等の子会社等といった場合には当該金融商品取引業者が含まれてしまい、整合しないために「除く」と言及していると解釈すればよいか。	明確化のため。
TR16	第6条第1項第2号 第6条第1項第3号	<p>Libor6Mの円金利スワップ取引であって、以下のケースの場合、どのようにフラグ付けを行う必要があるか御教示いただきたい。</p> <p>1) 直接清算参加者と事業法人との取引</p> <p>2) 直接清算参加者と非清算参加者である金融機関との取引</p>	明確化のため。

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
		3)直接清算参加者と直接清算参加者のグループ会社との取引	
TR17	第6条第1項第2号 第6条第1項第3号	第2条第3項に掲げる取引についても「第2条第1項及び第2項に規定する取引」のいずれかを記録する必要があるという理解でよいか。または、第6条第1項第2号で規定されている事項は清算集中義務対象であるか否かを示せばよいか。例えば、第2条第3項第3号により清算集中義務から除外されるグループ間取引であっても、日本証券クリアリング機構が当該取引を金融商品債務引受業の対象としている場合、第2条第1項又は第2項に該当するという理解でよいか。	明確化のため。
TR18	第6条第1項第2号 第6条第1項第3号	「第2条第1項及び第2項に規定する取引のいずれかに該当するか否かの別」、「第2条第3項に掲げる取引のいずれかに該当するか否かの別」については、当該報告義務施行開始時点では、対応可能であると考えたものの、清算集中義務の対象商品や対象者の拡大に伴い、肌理細やかな、システムメンテナンスが必要となる。 実務上の運営を勘案し、清算集中義務の対象商品や対象者が拡大される場合には、システム対応のための猶予期間を設けてほしい。	実務上の観点から要望するもの。
TR19	第6条第1項第2号	本号に規定する取引に該当するか否かは、有価証券取引清算機関等が債務負担可能な取引であるか否かの別であるという理解でよいか。 例えば、クライアント・クリアリングが導入されていない施行当初において、地銀や事業法人とのプレーンな Libor の取引は本号に該当しないという理解でよいか。	明確化のため。
TR20	第6条第1項第4号	有価証券清算取次ぎの委託等を行うことにより、間接的に金融商品取引清算機関等に債務を負担させた場合(いわゆる「アフィリエイト・クリアリング」や「クライアント・クリアリング」)、当該取引は、本号に該当するという理解でよいか。	明確化のため。
TR21	第6条第1項第3号	第2条第3項各号では、清算集中の対象から除外される取引を定義している。このうち、3号の「親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等」を相手方とする取引は、清算集中対象から除外される(即ち、法第156条の63第1項に定める「清算集中等取引情報」に該当しないことから、同第156条の64第1項の取引情報の報告対象に含まれる)が、前条(第5条第2項6号)の規定により金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引から除外されるため、第6条第1項第3号の規定には関係ない(記録を要しない)と解してよいか。	明確化のため。

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
TR22	第6条第1項第3号	「第2条第3項各号に掲げる取引のいずれかに該当するか否かの別」において、清算集中義務の適用除外取引に該当するか否かの別を取引情報の一部として作成及び保存すること、を求められていると理解する。しかしながら、当該項目は、現在稼働中及び将来稼働が予定されている取引情報蓄積機関及び指定外国取引情報蓄積機関において報告必須項目となっていないことから、本邦当局の固有規制要件を満たすことを目的に、今後、取引情報蓄積機関及び指定外国取引情報蓄積機関サイドでのデータ項目の追加、及び、金融商品取引業者等における社内システムの整備・対応が必要となる。今回の内閣府令においては本項目の保存及び報告を義務とはせず、努力義務とする暫定的な対応をお願いしたい。	実務的な観点から要望するもの。
TR23	第6条第1項第4号	当該規定の趣旨を確認したい。当該規定は、清算集中対象取引以外にクリアリングされた取引があった場合、その旨を明確にするためと理解してよいか	明確化のため。
TR24	第6条第1項第6号	「契約の種類」の定義を明確にしていきたい。 法第34条や業府令第53条で同じ用語が使われているがこれらとは異なる意味で使われていると思われる。内容を明確化して頂きたい。 例えば、金利スワップ、FX関連デリバティブの別など、いわゆるアセットクラスの別の記載を求めているという理解でよいか。それとも、金商法第2条第22項第1号～6号の別の記載を求めているか。	明確化のため。
TR25	第6条第1項第8号	「約定の方法」の定義を明確にしていきたい。 例えば、電子又は電話で約定したか否かの別を記載すればよいか。また、その場合、「電子での取引」とはいわゆる今後金商法で定められる予定である電子取引基盤を使った取引であるという理解でよいか。 記載要領によると、「約定方法」欄には、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)による場合は「Electronic」、音声の送受信の方法による場合は「Voice」、その他の方法による場合は「Other」と記載することとある。顧客、業者と電話並びにブルームバーグで約定を決めた場合には、前者は「Voice」、後者は「Other」とする必要があるのか確認したい。	明確化のため。

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
TR26	第6条第1項第8号	「約定の方法」については、「Electronic / Voice / Other」を区別して報告することを求められている、と理解する。しかしながら、当該項目は、現在稼働中及び将来稼働が予定されている取引情報蓄積機関及び指定外国取引情報蓄積機関において報告必須項目となっていないことから、本邦当局の固有規制要件を満たすことを目的に、今後、取引情報蓄積機関及び指定外国取引情報蓄積機関サイドでのデータ項目の追加、及び、金融商品取引業者等における社内システムの整備・対応が必要となる。今回の内閣府令においては本項目の保存及び報告を義務とはせず、努力義務とする暫定的な対応をお願いしたい。	実務的な観点から要望するもの。
TR27	第6条第2項	清算集中の対象取引について、第2条第3項1-5号の規定により清算集中の対象から除外された取引は、CCPが当該取引に基づく債務を負担していないため、取引情報作成対象取引に含まれると理解してよいか。	明確化のため。
TR28	第6条第2項	金商法第156条の64において「取引情報」の定義から、「清算集中等取引情報」が除外されているにも関わらず、「取引情報の対象となる取引」から「清算集中等取引情報の対象となる取引」であって、金融商品取引清算機関等が当該取引に基づく債務を負担したものを除いている理由をご教示いただきたい。	「取引情報」から、「清算集中等取引情報」を除外していれば、あえて本項にて除外規定を設ける必要性がないと感じたため。
TR29	第6条2項、第1項第4号	清算集中義務の対象となる取引を締結後、清算機関等に債務負担をさせるまでの期間においては、金商業者等に第六条に基づく保存・報告の義務が生じるのか。債務負担をさせた時点では、当該業者等に修正報告の義務が生じるのか。また、債務負担をさせた時点から以降は当該取引情報の保存を継続する必要があるのか。	明確化のため。
TR30	第3条 第6条第1項第2号、第3号、第4号	改正金商法第156条の63に規定されている「清算集中等取引情報」は清算集中義務に基づいて清算を行っている取引の情報と理解しているが、清算集中義務の有無に拘わらず、金融商品取引清算機関等が債務を引き受けている取引の情報は金融商品取引清算機関等が保存・報告義務を負うものとしていただきたい。	実務上の観点から要望するもの。 各金融機関に過大な報告規制を課すより、金融商品取引清算機関が債務負担した取引については、一律金融商品取引清算機関に報告義務を課すなど、規制対象をなるべく一元化した方が、効率的であると考えられるため。
TR31	第6条第3項	各週内に成立した取引情報の対象となる取引につき、翌週に当該取引内容につき変更が生じた場合には、当該取引の報告は変更が生じた日の属する週の翌週以降に報	報告基準日である、金曜日以降に発生した取引の変更については、報告基準日の翌々週に報告

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
	第7条第2項	告すればいいという理解でよいか。	すればいいことを確認するため。 たとえば、金曜に取引した内容につき、翌週火曜日取引の変更があった場合には、変更日の翌日である水曜日(基準日からみた翌週水曜)ではなく、基準日からみた翌々週の水曜日に報告すればいいと理解している。 当該理解が異なっている場合、上記事例では実質的に1営業日で報告を要することとなり、実務上の対応が困難であると考えられる。
TR32	第5条 第6条 第7条	本条で規定されていない取引について(又は除外規定が設けられている取引について)取引報告の対象に含むことは許容されるか。	実務上、精緻に報告対象外取引を除くことが困難な取引もあり、実務上の観点から要望するもの。
TR33	第7条第1項、 第7条第2項、 第8条第1項	第7条第1項及び第8条第1項で定められている報告時限を遵守するためには、相手方とのコンファメーション締結を待たず、報告者が諾成していると認識して社内システムに記帳している取引情報を報告することも想定される。相手方との契約確認の結果、当初報告した取引情報に誤りがあった場合も、第7条第2項に従って訂正報告をした場合には法令違反には問われないことを確認させて頂きたい。	取引相手方とのコンファメーション締結前の取引情報には誤りがある可能性があるため、その場合の法令上の取扱いについて確認するもの。
TR34	第7条第2項	報告した取引情報に変更が生じた場合には、当該変更事項に関する記録を作成し、提出することが規定されているが、ここでいう変更には、契約条件改定による変更及び記帳訂正による変更の双方が含まれるという認識で正しいか確認させて頂きたい。また、その場合、変更事由の種別まで報告する必要はないことを確認させて頂きたい。	社内記帳システムでは取引データ変更が契約改定によるものか記帳修正によるものを識別できないケースも考えられるため。
TR35	第7条第4項	平成24年11月1日の施行日及びそれ以降において、店頭デリバティブ取引等の内、ある資産クラスのもの(例:株式デリバティブ)について、取引情報蓄積機関及び指定外国取引情報蓄積機関が存在していない場合、金融商品業者等は、金融商品取引法第156条の64第3項による同条第2項の除外を受けることができないため、当該取引データについては、すべて統合モニタリング分析システムを利用して金融庁へ直	明確化のため。

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
		<p>接報告することになると理解している。この場合、当該取引について取引件数が多い金融商品取引業者等については、膨大な事務負担が生じると想定されることから、第7条第4項による承認を受けることで、このような状態が改善されるまでの期間、金融商品取引法第156条の64第2項による報告義務を延期できる、との理解でよろしいか。</p>	
TR36	第7条第4項	<p>店頭デリバティブ取引報告について、取引情報蓄積機関ではなく、当局への直接報告を想定している。</p> <p>当局への報告のフォーマットについては、4月20日に最終案が発表されたものの、まだ確定はしておらず、各項目について不明な点や、技術的に困難な点については、当局宛に個別に確認をしている状況であり、外部の開発業者への発注を前提にしたシステム要件定義が難航している。</p> <p>11月1日の施行まで6ヵ月を切っているため、システム要件定義、開発及びテスト等を勘案し、安全性に配慮した現実的な猶予期間(たとえば、施行後6ヵ月から1年など)をご検討いただきたい。</p>	
TR37	第8条第1項柱書	<p>「当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところ」とあるが、第5条第2項第6号において、金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の直接報告の対象となるもののうち、グループ間取引については、対象外となると定義されている。この場合、「当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところ」においてグループ間取引が報告対象として含まれている場合、金商業業者等による直接報告と取引情報蓄積機関を経由しての報告では、報告対象取引が異なってしまうのではないか。</p>	確認のため。
TR38	第9条 第10条	<p>指定外国取引情報蓄積機関は、金商法上、内閣総理大臣又は金融庁長官に情報を提出する義務を負っているわけではないという理解でよいか。</p>	確認のため。
TR39	第8条、第9条、第10条 附則第2条	<p>金商法上、指定外国取引情報蓄積機関に対して報告しなければならない項目は規定されておらず、あくまで、指定外国取引情報蓄積機関の定める項目を指定外国取引情報蓄積機関に報告すれば、金商法第156条の64第3項を満たしているという理解でよいか。</p>	確認のため。

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
TR40	第5条、第6条、第8条 附則第2条	金商法上、報告義務が課されていない取引を指定外国取引情報蓄積機関宛に報告することが、本邦における情報保護の観点から制定される法律(個人情報保護法)等と相反するものでないか確認したい。	確認のため。
TR41	その他－施行期日について	本内閣府令案の施行期日は、平成24年11月1日予定となっているが、当該施行予定日に関して、後述する点を踏まえ、資産クラスのカテゴリーによる段階的なアプローチの採用を検討頂きたい。具体的には、外国為替及び株式関係の報告について、少なくとも3ヶ月程度、実施時期の猶予をお願いしたい。	<p>現在、ドッド・フランク法に基づく取引報告義務に対応するために取引情報報告のインフラ整備に当たっており、取引情報蓄積機関及び指定外国取引情報蓄積機関への報告実施が可能となるように準備を進めている。</p> <p>関連する作業の重複と過大なコストを回避し円滑に報告を行うために、グループ内の本邦所在の証券会社法人による取引について、同社内インフラを利用しての報告を行うことにより、本邦法令における当局への報告義務を満たすことを想定しているが、外国為替及び株式関係の報告義務の開始時点(施行日)について、本邦における報告義務開始時点がドッド・フランク法に基づく同資産クラスの報告開始時点と非常に近接する、あるいは本邦における報告義務開始が先行する可能性があるという点に重大な懸念を有している。</p> <p>2つの異なる複雑な報告フローを同時に設計、構築、試験、運用開始することは、非常に困難であり、単一の必要事項に対する注力を削ぐこととなると考える。</p> <p>については、ドッド・フランク法に基づく報告におけるのと同様に、資産クラスのカテゴリーによる段階的なアプローチを採用いただき、本邦の報告義務への対応に十分に注力できるような配慮を</p>

通番	関連条項	確認事項及び要望事項	理由
			<p>頂けるようお願い致したい。</p> <p>平成 22 年金融商品取引法等改正に係る施行時期の定めにより時期的な融通性が限られるということがあるものと拝察致するが、かかる方法を採用することが、店頭デリバティブに係る一連の重要な規制の施行を成功裏に進めるために重要且つ有用であると考えため、ぜひとも検討をお願いしたい。</p>

以上